

交付金の額 涼み処 1 箇所ごとに開放した日数で算定されます		
1	5 日以上 10 日未満	10,000 円
2	10 日以上 15 日未満	20,000 円
3	15 日以上 20 日未満	30,000 円
4	20 日以上 25 日未満	40,000 円
5	25 日以上 30 日未満	50,000 円
6	30 日以上 35 日未満	60,000 円
7	35 日以上 40 日未満	70,000 円
8	40 日以上 45 日未満	80,000 円
9	45 日以上 50 日未満	90,000 円
10	50 日以上 55 日未満	100,000 円
11	55 日以上 60 日未満	110,000 円
12	60 日以上 65 日未満	120,000 円
13	65 日以上 70 日未満	130,000 円
14	70 日以上 75 日未満	140,000 円
15	75 日以上 80 日未満	150,000 円
16	80 日以上 85 日未満	160,000 円
17	85 日以上 90 日未満	170,000 円
18	90 日以上	180,000 円

事業を実施する際の QA について

Q：一日あたり開放する最低時間と時間帯について条件はあるか。

A：一日あたり 9 時から 17 時までの時間帯で、1 時間以上の開放をお願いします。また、外気温についての条件はありませんので、指定間内で開放した涼み処が対象となります。室内温度につきましては、28 度を目安に涼み処として適切な環境を保つようお願いいたします。

Q：エアコンがついていない施設を涼み処にできるか。

A：できません。冷房施設がついており、開放中に適切な環境が確保できることが条件です。また、管理人等の設置は必須としませんが、開放中の施設管理につきましては自治会管理のもと十分ご注意のうえ事業の実施を行ってください。

Q：涼み処の開放日に、地域の集まり等が重なった場合、開放日として良いか。

A：涼み処の開放日に地域の集まり等が行われている場合であっても、その集まりへの参加者に限らず、涼み処の利用を目的とする者が利用できる状況であれば、当該日は開放日として取り扱って差し支えありません。

※実施される集まりやイベントに対して他の補助金などが交付される場合は、当該事業の対象になりません。ただし、イベント前後で事業対象時間内に一時間以上涼み処として開放していただくことで開放日として対象にできます。

Q：複数の自治会で公民館を共有している場合、複数の申請者から申請して良いか。

A：申請できません。一施設あたり一申請が上限となります。